

## 死亡届にかかる市役所での手続について

このたびは、大変ご愁傷様でございます。心からお悔やみ申し上げます。  
ご家族のご逝去に伴う手続について、完全予約制の「おくやみ窓口」を開設しています。  
下記 QR コードまたはお電話にて、希望日の2日前までにご予約ください。

- ◆ご予約のない場合は、再度別日にお越しいただくこともございますのでご了承ください。
- ◆葬儀等を終わられて落ち着いた後（1週間程度経過後）の日をちをご予約ください。
- ◆戸籍謄本への死亡事項の記載は、死亡届出後1週間程度かかるためすぐには交付できません。  
直系親族以外の方が戸籍謄本等の申請を行う場合には、委任状が必要です。

おくやみ窓口  
予約フォーム→



【電話予約】相良庁舎市民課 Tel0548-53-2604  
【予約受付時間】午前8時15分～午後5時  
(土日、祝日、年末年始 12/29～1/3を除く)

項 目	持 ち 物
マイナンバーカードの手続(交付を受けていた方)	マイナンバーカード
印鑑登録証の返却 (印鑑登録をしていた方)	印鑑登録証(カード)
未支給年金の請求手続	①年金証書(なくても可)
遺族年金の請求手続 ※必要書類を市役所で取得していただいた後、 島田年金事務所にて手続きをしていただきます ねんきんダイヤル Tel 0570-05-1165 年金事務所への来訪予約 Tel 0570-05-4890	②請求者の預金通帳 ③請求者のマイナンバー確認書類 ④お越しになる方の本人確認書類 ※お亡くなりになった方と年金請求者の関係が確認 できる戸籍謄本等が必要になる場合があります。
葬祭費支給の請求手続 (国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた方)	①国保(後期)資格確認書 ②喪主名義の預金通帳 ③喪主であることが分かるもの(葬儀の会葬礼状又は葬祭費用の請求書・領収書等) ※認印(喪主口座以外に振込希望の方・スタンプ印不可)
相続人の代表者の届出(保険料の還付等) 下記のいずれかに該当する方 (介護保険に関係する方) (国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入していた方)	①介護保険被保険者証 ②相続人の預金通帳 ※認印(相続人代表口座以外に振込希望の方・スタンプ印不可)
水道使用者・所有者変更の手続き	持ち物は特にありません
水道料金、税金の口座振替関係の手続き	※口座振替の変更がある場合は、直接、金融機関へお届けください。

(裏面に続きます)

※下表についてもご確認ください。

項 目	持ち物、連絡先等
障害者手帳(身体・精神・療育)をお持ちの方	障害者手帳
重度障害者(児)医療費助成金受給者の方	①受給者証 ②相続人の預金通帳
障害福祉サービスをご利用の方	障害福祉サービス受給者証
特別児童扶養手当受給者の方 特別障害者手当受給者の方	※社会福祉課にご確認ください 社会福祉課 TEL 0548-23-0072
児童手当受給者の方 こども医療費助成を受けている方 児童扶養手当受給者の方 ひとり親家庭等医療費助成受給者の方	※子ども子育て課にご確認ください 子ども子育て課 TEL 0548-23-0071
生活保護受給中の方	※社会福祉課にご確認ください 社会福祉課 TEL0548-23-0078
戦傷病者手帳をお持ちの方	①戦傷病者手帳 ②未使用の乗車券引換証(お持ちの方) ※社会福祉課でお手続きください 社会福祉課 TEL0548-23-0070
安定ヨウ素剤をお持ちの方	安定ヨウ素剤 危機管理課 TEL 0548-23-0058
相続人の代表者の届出 (市税が課税されている方)	※後日、税務課より通知が届きます 税務課 TEL 0548-23-0035
農地の相続の届出 (相続により農地の権利を取得した方)	※農林水産課にご確認ください 農林水産課 TEL 0548-53-2618
森林の相続の届出 (相続により森林の権利を取得した方)	※お茶特産課にご確認ください お茶特産課 TEL 0548-53-2621
不動産を所有していた方(相続登記)	※静岡地方法務局藤枝支局にご確認ください TEL 054-641-1158